

第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務委託仕様書

1. 業務の名称

第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務

2. 業務の目的

本業務は、平成27年3月に策定した「第2次さくらい男女共同参画プラン21」（計画期間：平成27年度から令和6年度）の計画期間が満了するため、計画を策定するものである。計画策定にあたっては、これまでの取組や多様化する社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、その調査結果から市民の意識や実態を把握し、課題を明らかにするとともに、今後の目標や施策等をまとめた「第3次さくらい男女共同参画プラン21」を策定することを目的とする。

なお、「第3次さくらい男女共同参画プラン21」は「男女共同参画基本法」に定められている男女共同参画社会形成の促進と「第6次桜井市総合計画」等の関連計画との整合性を配慮し策定するものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容（予定）

【令和7年度】

市民意識調査の実施、会議等運営支援

【令和8年度】

現行計画の評価・分析と課題の整理、第3次さくらい男女共同参画プラン21の作成、会議等運営支援

（1）現状把握及び課題整理

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と課題及び問題点の整理を行う。

（ア）統計資料等の把握

（イ）国・県等の指針等の動向把握

（ウ）現計画及び関連施策の評価・課題及び問題点の整理

（エ）上位計画及び関連計画の動向把握

（オ）その他必要な調査

(2) 市民意識調査

市民意識調査を実施し、分析や課題抽出等を行う。また、計画策定のための基礎資料とすることを目的に、報告書としてとりまとめる。

【市民意識調査実施概要】

事業名：男女共同参画に関する市民意識調査

調査対象区域：桜井市全域

調査対象：市内在住の満 16 歳以上の男女 3,000 人

調査方法：郵送による配布、回答

調査期間：2 週間から 3 週間程度

(ア) 調査票の設計

- ・調査票を作成するにあたっては、国の指針や施策の動向に基づき、本市と協議のうえ決定する。
- ・調査票のレイアウトは回答者の負担を減らし、回収率を向上させる配慮を行うこと。

(イ) 調査票及び使用する封筒（発送・返信用）の作成・印刷

- ・調査票：A 4 判／色上質紙／12 ページ以内／1 色刷り／中綴じ製本／3,000 部
- ・発送用封筒：角 2 サイズ／クラフト封筒／1 色刷り／3,000 枚
- ・返信用封筒：長 3 サイズ／クラフト封筒／1 色刷り／3,000 枚

(ウ) 調査票の封入・発送・回収

- ・郵送料に係るすべての費用は、受託者の負担とする。
- ・調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は本市が行い、作成した宛名ラベルを受託者へ提供する。宛名ラベルの貼付けは受託者が行うこと。
- ・調査票の返送先は本市とするが、受託者は返送された調査票を来庁のうえ回収すること。

(エ) 調査結果の入力・集計・分析、報告書の作成

- ・報告書の作成は本市と協議のうえ、集計表はグラフ等を用いて見やすくなるように工夫すること。また、報告書の誤字脱字の確認を行うこと。
- ・市民意識調査報告書本編のほか、報告書の概要版を作成すること。
- ・入力を終えた調査票は本市へ返却すること。

(オ) その他

- ・市民意識調査実施に伴う個人情報等の取扱いには十分配慮すること。

(3) 庁内関連部署・関連機関現況把握調査

関係各課及び関係機関担当者への調査による施策課題の把握分析を行う。

(ア) 現行計画の施策・事業の実施状況や現況を把握するため、庁内関係各課向けの現況把握シート等を作成し、結果のとりまとめを行い検証する。

(イ) 検証を踏まえて施策の課題や問題点を抽出し、重点施策等の検討を行う。

(ウ) 必要に応じて、庁内関係各課のヒアリングの実施支援

(4) 計画骨子案・素案・計画書及び概要版の作成

上記の調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、計画の骨子案、計画書素案の取りまとめを行う。

なお、計画の基本理念や策定方針を明確にした上で、施策体系や具体的な施策・事業の検討、計画推進のための指標等に関する提案をし、計画の骨子案及び素案を作成する。

また、計画書の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、市民に分かりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。計画内容を分かりやすく市民に周知することを目的に、親しみやすく見やすいデザインを心掛けること。冊子に用いるイラスト等については、受託者オリジナルのものをを用いることとする。

(ア) 基本的方向性・施策体系の検討

(イ) 計画の評価方法の検討、重点施策及び目標指標等の検討

(ウ) 計画骨子案の作成

(エ) 計画書素案の作成、修正、校正

(オ) パブリックコメントの実施支援

(カ) 計画書の編集、校正、修正、印刷及び製本

(キ) 概要版のデザイン・編集、校正、修正、印刷及び製本

(5) 会議等への運営支援

(ア) 桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会の運営支援

(令和7年度2回、令和8年度3回程度)

① 審議会の必要資料の作成

② 審議会の同席及び必要に応じた資料説明

③ 議事録の作成（要旨）

(イ) 桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議の運営支援（各年度1回程度）

① 会議の必要資料の作成

② 会議の同席及び必要に応じた資料説明

③ 議事録の作成（要旨）

(ウ) 担当部署との打合わせ協議

① 計画の調査・策定、進行に係る本市との協議・打合わせ（適宜実施）

② 打合わせ録の作成（要約）

(6) その他、適切と思われる手法の提案

その他、適切と思われる手法があれば提案し、市と協議のうえ実施する。

5. 成果品

【令和8年3月納品】

(1) 市民意識調査結果報告書及び概要版

A4判／PDFデータ

【令和9年3月納品】

(2) 計画書本編

A4判／100 ページ程度／表紙カラー印刷／本文両面 2 色刷り／上質紙／あじろ綴じ製本／200 部

(3) 計画書概要版

A4判／8 ページ程度／両面フルカラー印刷／コート紙／中綴じ製本／500 部

(4) 各会議等報告書

A4判／PDFデータ

(5) 上記(1)～(4)を含む業務に関する電子データ一式

PDF 及び Word または Excel 等を収録した CD-R 1 枚

6. 委託料の支払い

業務委託料は、成果品の納品を確認検収のうえ、1 カ年度ごとに支払うものとする。(前払いなし)

7. その他留意事項

(1) 基本事項

- ① 関係法令を遵守すること。
- ② 本市と十分協議のうえ、事業を実施すること。
- ③ 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本市と受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- ④ 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに本市に報告し、最善の処置を行わなければならない。

(2) 再委託

- ① 受託者は、受託業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行うために必要と思われる業務の一部については、本市と協議のうえ、委託することができる。
- ② 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対して本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、本市に対して再委託先のすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

(3) 成果品の帰属

委託業務により作成された成果品及びその過程のデータに関する所有権等すべての権利は、本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

(4) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(5) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。